

公 告

下記森林について森林経営管理法第 25 条の規定により公告する。

千歳市告示第 192 号

令和 8 年 8 月 4 日

千歳市長 横田 隆一



記

- 1 森林の所在等
別紙「森林の所在等」のとおり。
- 2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。
- 3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して 2 月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて千歳市に提出するものとする。
- 4 前項の規定による申出がないときは、都道府県知事が森林経営管理法第 27 条第 1 項の規定により、裁定をすることがある。
- 5 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。
- 6 経営管理権に基づき、当該森林について
 - (1) 森林経営管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
 - (2) 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく林業経営者による経営管理のいずれかが行われる。
- 7 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容
別紙「経営管理権集積計画の内容」のとおり。
- 8 経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

以上

【別紙】 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
集R7-1	千歳市中央855-476	38-16、38-18	山林	0.0231
集R7-2	千歳市中央855-479	38-16、38-18	山林	0.0231
	千歳市中央855-480	38-16、38-18	山林	0.0231
集R7-3-1	千歳市中央855-481	38-16、38-18	山林	0.0231
集R7-4	千歳市中央855-482	38-16、38-18	山林	0.0231
集R7-5	千歳市中央855-484	38-16、38-18	山林	0.0231
集R7-6	千歳市中央855-504	38-16	山林	0.0231
集R7-7	千歳市中央855-507	38-16	山林	0.0231
集R7-8	千歳市中央855-508	38-16	山林	0.0231
集R7-9	千歳市中央855-509	38-16	山林	0.0231
集R7-10	千歳市中央855-510	38-16	山林	0.0231
集R7-11	千歳市中央855-531	38-16	山林	0.0231
	千歳市中央855-532	38-16	山林	0.0231
集R7-12	千歳市中央855-535	38-16	山林	0.0231
集R7-13-1	千歳市中央855-554	38-16	山林	0.0231
	千歳市中央855-555	38-16	山林	0.0231
集R7-14	千歳市中央855-560	38-16	山林	0.0231

【別紙】 経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	別添集積計画の公告日以降	5年	千歳市（以下、「市」という。）は、存続期間中に枯損木、傾斜木等の危険木の伐採又は間伐を1回実施することにより健全な林分の育成を図るものとする。なお、重機による伐採が必要な場合については、森林作業道の設置及び支障木の伐採を実施するものとする。 市は、火災、病虫害及び気象害の予防及び被害状況の確認のため、年2回程度の森林の巡視を行うものとする。気象害等により倒木が発生し、市道の通行に支障が生じる恐れのある場合は、必要に応じて倒木処理を行うものとする。	経営管理権に基づき市が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は市のものとする。 市が経営管理を行うために要した経費は市が負担するものとする。	市から森林所有者に対して金銭の支払は行わない。	